第二百六十六条	課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額及び租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定に準じて
	の規定に準じて	

5　法第三十八条の二第一項の規定の適用がある場合における災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定の適用については、同条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

6　法第三十八条の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法第百十二条第一項の規定により提出する申請書の記載に関し必要な事項は、財務省令で定める。

7　法第三十八条の二第四項の報告書の様式は、財務省令で定める。

8　国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第三十八条の二第六項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第二十五条の十五の三　法第三十八条の三第一項の規定による特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（同条第二項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額をいう。以下この条において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一　控除する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額が前年以前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額から順次控除する。

二　所得税法第七十一条第一項の規定による控除が行われる場合には、まず、法第三十八条の三第一項の規定による控除を行った後、所得税法第七十一条第一項の規定による控除を行う。

2　法第三十八条の三第二項に規定する特定暗号資産の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の譲渡（次項において「特定暗号資産の譲渡」という。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として財務省令で定めるところにより計算した金額とする。

3　法第三十八条の三第二項に規定する控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定暗号資産の譲渡をした日の属する年分の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この条において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）の計算上生じた損失の金額とする。

4　その年の翌年以後又はその年において法第三十八条の三第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき所得税法第百二十条第一項の規定による申告書及び提出することができる同法第百二十二条第一項又は第百二十三条第一項の規定による申告書には、同法第百二十条第一項各号若しくは第百二十二条第一項各号又は第百二十三条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一　その年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額

二　その年の前年以前三年内の各年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（法第三十八条の三第一項の規定により前年以前において控除されたものを除く。次項第二号において同じ。）

三　その年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額がある場合には、その年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額

四　第二号に掲げる特定暗号資産に係る譲渡損失の金額がある場合には、当該損失の金額を控除しないで計算した場合のその年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額

五　法第三十八条の三第一項の規定により翌年以後において特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することができる特定暗号資産に係る譲渡損失の金額

六　前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

5　法第三十八条の三第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額

二　その年の前年以前三年内の各年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額

三　その年において生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額がある場合には、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額又は純損失の金額（所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。次号において同じ。）

四　第二号に掲げる特定暗号資産に係る譲渡損失の金額がある場合には、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額並びに当該損失の金額を控除しないで計算した場合のその年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額又は純損失の金額

五　法第三十八条の三第一項の規定により翌年以後において特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することができる特定暗号資産に係る譲渡損失の金額

六　前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

6　法第八条の四第一項、第二十八条の四第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条の十第一項、第三十七条の十一第一項又は第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第三号及び第四号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法第二十八条の四第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「及び山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額、法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

7　所得税法第百二十条第三項から第九項までの規定は、法第三十八条の三第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出について準用する。この場合において、同法第百二十条第五項及び第七項中「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）」と、「国税通則法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

8　法第三十八条の三第一項の規定の適用がある場合における法第三十八条の二第二項の規定により読み替えられた所得税法の規定の適用については、同項第三号中「これらの規定」とあるのは「同法第七十一条第一項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同法第七十二条第一項各号列記以外の部分中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（租税特別措置法第三十八条の三第一項（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下同じ。）」と、同項第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同法第七十三条から第八十七条までの規定」と、「あるのは、」とあるのは「あるのは」とする。

9　法第三十八条の三第一項の規定の適用がある場合における前条第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第百二十条第一項第一号、第百二十三条第一項及び第二項第二号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第三項第二号並びに第百六十条第三十八条の三第一項の規定の適用後の金額とする。